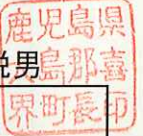


農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項の規定に基づき、公表します。

喜界町長 隈崎 悦男



市町村名 (市町村コード)	喜界町 (465291)	
地域名 (地域内農業集落名)	旧荒木小校区 (荒木集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5年10月30日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・今後、認定農業者(利用者含む)が耕作を引き受ける面積は確保できているが、60歳以上の認定農業者(利用者含む)も多くおり、新たな農地の受け手の確保も必要である。
【地域の基礎的データ】
認定農業者:22人(うち法人:1法人)、利用者:61人、サービス事業体:5経営体
主な作物:さとうきび、生産牛

(2) 地域における農業の将来の在り方

・基幹作物であるサトウキビの生産安定を基本として、野菜・果樹といった農作物の産地拡大を図るとともに、収益性の高い新規作物の導入を目標とする。
・旧荒木小校区は、認定農業者22名に集約化を進めつつ、地区内より希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業者を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。しかし、本町の全地区において新たな農地の受け入れが困難となった場合は、地域外からの担い手を募る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	122 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	122 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の区画整理が行われている農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地及び再生利用が困難な農地は区域外とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の活用予定無し。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の多様な経営体が今後も経営を続けることが出来る体制を整えるため、地域内で受託作業を継続して続ける。新規就農者の受け入れを推進し、町及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化を図るため、収穫作業においては農業支援サービス事業者への委託を進める

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

担い手の営農や農業者の利用状況等を考慮の上、農業用施設の設置を行う。